

## 日本学術会議の改革問題について

日本学術会議の改革問題については「天気」29巻2号および8号の“会員の広場”で報告してきたところであるが、昨年10月の第86回総会で「日本学術会議改革要綱」が採択されて以後、情勢が目まぐるしく変わり、会員の皆さんに適時適切に報告することが出来なかったので、この半年間の経緯を報告する。

昨年5月の第85回総会で採択された「改革試案」は「学協会、科学者その他関係方面に提示して意見を求める」との申し合わせに従って、一般有権者、学協会、学術会議会員経験者、学術経験者などを対象にアンケート調査を行うとともに、会長の諮問組織として「日本学術会議改革問題懇談会」(座長、永井道雄 元 文部大臣)を設け、広い分野からの意見を聴取した。この懇談会は昨年10月19日、「日本学術会議は国の機関とするのが望ましい。会の選挙制度は学術会議の根幹をなすものである。これを維持するとともに、適任者を会員に加えるため推薦制を加味する」という主旨の答申を出した。

学術会議内に設けられていた「改革委員会」は、これら有権者、学協会などのアンケート結果と「懇談会」の答申を参考に、改革要綱案を作った。昨年10月20～22日に開かれた第86回総会は、この改革案を中心に2日にわたって白熱した審議を行い、ほぼ満場一致で「日本学術会議改革要綱」を採択するとともに、この要綱の基本方向の尊重と細目についての協議を求めた政府に対する「要望」と、科学者、学協会をはじめ政府、国会などの一層の理解を求める「声明」を採択した。同時に、「執行部を一新して要綱を実現するため」伏見会長、関倉、塚田両会長が辞任し、久保会長、安藤、八十島両副会長が選出された。

この改革要綱は学術会議の全ての面についての改革の基本方向を明示しており、特に、学術会議の基本的性格を「政府から独立して職務を行う国の機関であること」「日本の科学者の内外に対する代表機関であること」「公選制を基盤とし重層構造化を備えていること」など6点に要約し、これらの基本的性格が維持発展させられるような改革でなければならないことを強調している。そして、会員の公選制は学術会議を「内外に対する代表機

関」たらしめる最大の特色であり、非任命制は「独立性」の制度的保障であるとして公選制を維持するとともに、選挙制度についての批判をとり入れ、定数のおよそ三分の一に推薦制を採用することになっている。また、選挙区としての地方区は廃止し、任期を通算9年とする点なども加味されている。この「要綱」の決定で自主改革の道が方向づけられたというのが第86回総会の空気であった。

一方、自民党は政府に学術会議の改革をとり上げるよう申し入れるとともに、昨年7月「日本学術会議改革問題特別委員会」(委員長、中山太郎 前 総理府総務長官)を設置し、別個に学術会議の改革問題を取り上げ、8月19日「日本学術会議改革の基本方向についての中間提言」をまとめた。これは「1. 国の機関としては廃止する。2. 仮に国の機関として残す場合には、選挙による会員制度は廃止する。」という主旨のものである。この案は第86回総会でも議論されたが、ほとんど問題にされなかった。

自民党から申し入れられた総理府も、長官の私的諮問機関「日本学術会議に関する懇談会」(委員長、吉識雅夫 学術審議会会長)を設け、政府として学術会議の改革問題を取り上げはじめた。しかし、この懇談会は8回も合合を重ねたが、ついに答申をまとめることが出来ず、4案件併記の報告書を総務長官に提出するにとどまった。

このような状況の下で、田辺総理府総務長官(当時)は、11月24日久保会長に「日本学術会議の改革についての総務長官試案」を手交し、その検討を依頼した。この試案は非常にまわりくどい言い方をしているが、「学術会議を国の機関として残すが、会員は学会を基礎にして推薦された者を任命する」という内容のもので、自民党の第2案と同趣旨のものであった。

長官から検討を依頼された久保会長は、この試案の検討を改革委員会の中の「選挙制度一般に関する分科会」に依頼した。この分科会は本来「改革要綱」を具体化するための分科会であったが、主として技術的な面から学協会推薦制の可能性、問題点を検討し、本年1月「『総務長官試案』にもとづく学・協会推薦制の検討結果につい

て」という報告書をまとめた。

2月16日第87回(臨時)総会が開かれ、この報告書をもとに「試案」の審議がもたれた。この総会では、一部の会員からは「試案」は「要綱」の許容範囲に入るとして試案賛成の意見が出されたが、多くの会員からは公選制の廃止は学術会議の根幹にかかわることで認められないという基本点をはじめ、学協会からの推薦の技術的問題点など多くの意見が出された。この討論をふまえ、「試案は学術会議を国の機関として残すという点では要綱と一致している面もあるが、有権者による直接選挙を廃止するという点では大きく異なっている」とした上で、「学術会議としては『要綱』の選出方式が理想的にも現実的にも最善であると確信しているので、重ねて政府にその理解を強く要望する」という主旨の「要望」を採択した。ところが久保会長の強い要求によって、この要望には「政府がやむを得ず早急に改正法案をとりまとめなければならない事情がある時は学術会議と十分協議されたい」という主旨の一文が付け加えられたのである。同時に、対政府折衝について会長に権限を委譲する「申し合わせ」を採択した。これが一部のマスコミで“学術会議玉虫色の決定”と流されたものである。筆者を含め一般会員は、会長が「要望」の主旨からいって「要綱」の線で政府折衝を行うものと確信してこの「要望」や「申し合わせ」に賛成したのであったが、それから後の事態は表面的には「要綱」をかかげ、実際には「試案」の枠内での協議に終始したのである。

このような学術会議側の姿勢を読みとって、政府は急遽改正法案を国会に提出する準備をはじめた。このような中で4月14日再度第88回(臨時)総会が開かれた。この総会では「国会提出前だから」との理由で改正法案は出されず、改正法案を学術会議事務局長が翻案した「日本学術会議法改正案の内容」なるものをもとに審議が行われた。久保会長は政府折衝の経過を述べ、「改正案は『要綱』からみて許容できるのではないかと改正法案を評価した。しかし、多くの会員から、内容的に不明な点が多い、学術会議を変質させるおそれがあるなど批判的な意見が続出した。

このような審議経過をふまえ、久保会長は「学術会議は要綱を最善と考えており、それが認められていないのは遺憾である。改正法案については賛、否、時期尚早など色々な意見があり賛否を決しかねる状況である。これらを踏まえ会長は、引き続き要綱の精神が生かされるよう政府と協議をする所存である」という相変わらず玉虫

色の会長見解を出すとともに、引き続き対政府折衝の権限を会長に委譲する「申し合わせ」(案)を提案してきた。

会長見解は採決の対象にならないので、「申し合わせ」(案)が採決に付された。ところが、前総会以後の会長の態度に危惧を感じていた者が多かったのであろうか、この「申し合わせ」(案)は否決されてしまった。総会を急遽休憩して開かれた運営審議会は、事態收拾のため延々と議論が続き、閉会時刻5時を大幅に過ぎても再開されなかった。一方、休憩前に一部の会員から「政府案に対するもっと明確な意志表明をするため」声明を出す必要があるとの発言があり、この休憩時間中にその原案の印刷が終えられ、配布出来る準備がされていた。

2時間以上に及ぶ休憩の後再会された総会では、「申し合わせ」の否決をどう解釈するかで長々と議論が続けられた。そのうちに定足数を割って総会は流会になってしまった。流会後総会懇談会に切りかえられ、「申し合わせ」に反対したのは2月の「申し合わせ」が生きていると考えたからだなどの意見が意識的に引き出され、参考意見として「引き続き会長は政府折衝を行ってよいかどうか」の賛否をとり、出席者102人中82人が賛成した。このような執行部の総会運営については、「有意提案の声明(案)を審議させないため意識的に議事を引き延ばしたのではないかと」「総会の決定をくつがえす参考意見は無意味」などの批判が出されている。

総会決議を無視した久保会長等の対応で意を強くした政府は、4月22日の閣議で「日本学術会議法の一部を改正する法律案」を決定し、直ちに参議院先議で国会に提出した。この法案は4月28日参議院文教委員会に付託され、4月28日、5月10、12日のわずか3回の審議の後、自民、公明、民社の賛成多数で委員会を通過、5月13日参議本会議可決後、衆議院に送付された。

改正法案が参議院を通過した直後の5月18～20日に開かれた第89回総会では、この改正法案を中心に白熱した議論が展開された。第5部を中心とした一部の会員からは積極的な賛成論が出された。しかし、多くの会員は、法案の内容や国会審議の中で表明された政府側の答弁に沿って法案の持つ危険性や危惧を表明した。すなわち、公選制の廃止もさることながら、重要事項がほとんど政府の意のままになる政令に委ねられている問題、第15条の改正により、「独立して重要事項を審議する」権限が弱められ、戦前の学術研究会議と同じ「研究連絡」に重点が移る恐れがあることなどが指摘された。

政府案を巡ってこのような議論が行われた後、学術会

議側の態度を表明する3つの声明案が提案された。第一は会長提案のもので、「現在なお『要綱』の公選・推薦併用方式が最善と考えており、多くの点が政令に委ねられている改正法案には不満であるが、国会が充分審議をつくされることを望む」という相変わらず“玉虫色”のものであったが、会長は「改正法案には反対ではなく前向きに受けとめるものである」との趣旨説明を行った。

第二は第5部を除く各部の有志25名（代表、塚田裕三会員）の提案で、「事前に本会議の同意を受けることなく性急に国会に提出するなど手続自体が独立性、自主性を犯すものである」とした上で、改正法案の内容について6項目にわたって問題点を列記し、「改正法案は本会議の存在理由をおびやかす、目的、職務の遂行に重大な疑義をはらむものと判断せざるを得ない。政府および国会は、本会議の意のある所を十分汲みとられたい」と結んだもので、改正法案には賛成し難いという立場を表明したものであった。第三は第5部提案のもので、改正法案全面賛成を表明したものであった。

この3案は第5部案、有志案、会長案の順序で票決された。票決の結果は、第5部案は賛成52反対106白票10で否決、有志案は賛成91反対71白票6で可決、会長案は賛成80反対73白票15で否決となった。その結果有志提案の「日本学術会法の一部を改正する法律案について（声明）」が学術会議の正式の態度表明となった。この事態

に到り久保会長は辞意を表明し、安藤、八十島両副会長もこれにならった。その結果新三役の選挙が行われ、塚田裕三（第7部）会長、渡辺洋三（第2部）、藤巻正生（第6部）両副会長が選出された。この学術会議の態度表明を反映したのであろうか、改正法案は遂に継続審議になった。

このように学術会議は新三役のもとで「改革要綱」の実現をめざす決意を内外に表明したのであるが、事態はなまやさしいものではない。改正法案が継続審議になった結果、第13期の会員選挙が現行法で実施されるのであるが、久保前会長は法案の国会通過を見越して、有権者の資格審査など選挙準備を一切放置していたのである。その結果、立候補届出などの期日を延期せざるを得なくなり、急拠再び臨時に第90回総会が6月20日開かれた。そして、立候補届出8月27日～9月10日、投票締切日12月19日など選挙日程の延期が決められた。9月には臨時国会が開かれ、継続審議になっている改正法案の審議も再開されるであろう。会員の選挙中に改正法案が成立する場合はどうなるかなど、事態はまだ流動的である。特に学術会議の命運がかかっている重要な国会といわなければならない。会員の皆さんの監視を強く要望する次第である。

（日本学術会議会員 増田善信）

## 訂正

本誌30巻第7号、p. 315（“大気汚染物質の除去作用に関する第4回国際会議に出席して”）の脚注から、表題の会議の英名称 “The 4th International Conference on Precipitation Scavenging, Dry Deposition and Resuspension (SCADDER)” が脱落していましたので、ここにお詫び致します。